

合併処理浄化槽を適正に使用してください

快適な生活環境と自然豊かな水環境の保全のために、ご家庭で合併処理浄化槽を適正に使用していただくよう、市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

合併処理浄化槽を正しく使用するために、家庭でできることは？

浄化槽では、汚れを分解する微生物の活躍で水を浄化しています。微生物の活動が阻害されると、浄化槽の機能が十分に発揮できなくなります。

トイレでは？

- 専用のトイレットペーパーを使用する
- 紙おむつや生理用品などは流さない
⚠️配管詰まりの原因！

- 掃除の際は、塩素系洗剤、殺菌剤、酸性洗剤は必要以上に使わない

⚠️薬剤が微生物に影響し、浄化能力を弱めます！



風呂場では？

- カビ取り剤（塩素系）は控えめに
⚠️微生物の浄化能力を弱めます！
- 風呂の残り水は、洗濯や庭木の散水などに有効利用する
- 徐々に排水する

⚠️炊事や洗濯などと排水時間が重なると、浄化槽に急激な負荷がかかります！



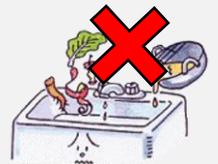
洗濯では？

- 洗剤は適量を計って使用する
⚠️過剰な洗剤の使用は、負荷増大の原因に！
- 漂白剤の使用量は控えめに
⚠️微生物の浄化能力を弱めます！



台所では？

- 使用済天ぷら油や調理クズを流さない
⚠️配管詰まりの原因！特に、油は詰まりやすく、汚濁負荷量も高いことに加え、浄化槽では分解できません。
- 調理クズは、目の細かいネットで回収する
- 鍋や皿のひどい汚れは、キッチンペーパーなどでふき取ってから洗う
⚠️汚濁負荷量が高い排水が浄化槽へ大量に流入した場合、処理が不十分になることがあります！



浄化槽や柵(ます)では？

- マンホールのフタの上に物を置かない
- 空気送風機（ブロワー）の電源は絶対に切らない

⚠️空気の供給が止まると微生物の活動が弱まって汚水処理できなくなります！



- 台所から流れ込む柵は、1カ月に1回程度、こまめに清掃する
⚠️配管詰まりの未然防止になります！

配管の詰まりや、放流水が濁ったり悪臭など異常が起きた場合には？

各家庭で契約している保守点検業者に直ちに連絡して点検を受けてください



浄化槽の維持管理について

浄化槽管理者は、浄化槽の維持管理として、

「**保守点検**」「**清掃**」「**法定検査**」を定期的に行うことが定められています。

保守点検

浄化槽の管理者は、浄化槽の処理機能の確認、機器の調整・整備などを定期的に行う必要があります。

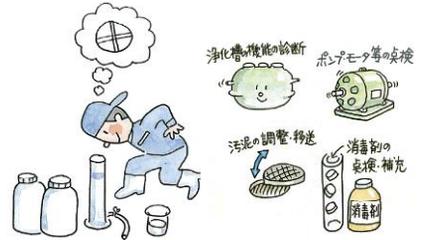
その他、汚泥やスカムの状況確認、清掃時期の判定、消毒剤の補充も行います。

保守点検作業は、「浄化槽管理士」のいる専門業者※に委託することができます。

※自治体に登録制度がある場合は登録業者に、ない場合は浄化槽管理士に委託できます

点検頻度：**毎月**※

※倉敷市浄化槽水質管理実施要領に基づき
毎月の点検実施をお願いしています



清掃

浄化槽では、処理過程で汚水から取り除いた固形物（汚泥やスカム）が発生します。

それらが溜まりすぎると、浄化槽の処理機能に支障をきたし、悪臭発生の原因になります。

浄化槽管理者は、定期的に固形物を引き抜き、装置や浄化槽を掃除する作業が必要です。

清掃作業は、市の清掃許可業者に委託することができます。

清掃頻度：**年1回以上**※

※全ばっ気槽式の浄化槽は、
6ヶ月に1回以上です



法定検査

新しく浄化槽を設置した場合、使用開始後3ヶ月から5ヶ月以内に、浄化槽の処理機能が正常に発揮されているかどうか検査しなければいけません。

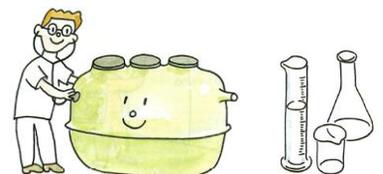
（**7条検査**）

その後も、保守点検や清掃が適切に実施されているか、浄化槽の性能が発揮されているかを、年1回定期的に検査しなければいけません。（**11条検査**）

上記検査は、都道府県の指定を受けた検査機関が実施します。

7条検査：浄化槽使用開始後
3ヶ月～5ヶ月
以内に1回

11条検査：**年1回**



浄化槽全般に関するお問い合わせ先

倉敷市合併浄化槽設置推進室

TEL 086-426-3583

FAX 086-426-6050